

浪江町地域おこし協力隊（農林水産課）Q&A集

質問	回答
[Q 1] 浪江町の地域おこし協力隊にはどうやったらなれますか？	[A 1] 浪江町地域おこし協力隊の募集要項を確認してください。応募書類提出後、書類選考と面接選考を実施した結果、採用が決定します。その後、合格者は町からの委嘱を受け、本町へ住民票を異動し、地域おこし協力隊としての活動が開始します。
[Q 2] 地域要件とは？	[A 2] 地域おこし協力隊員になるには、現在住んでいる地域（転出地）から、隊員として赴く地（転入地）に必ず住民票を移す必要があります。その際、転出地には条件がありますので、応募する前に必ず確認してください。
[Q 3] 活動期間は？	[A 3] 任用の日からその年度の末日までです。ただし、任用の日から最長で3年間延長することができます。 （例）令和4年10月1日採用の場合 令和4年10月1日～令和5年3月31日 令和5年4月1日～令和6年3月31日 令和6年4月1日～令和7年3月31日 令和7年4月1日～令和7年9月30日
[Q 4] 勤務時間は？	[A 4] 午前8時30分から午後5時15分（休憩1時間）です。 お休みは、毎週土曜・日曜・祝日及び12月29日から1月3日です。休日出勤があった場合は、勤務日を振替します。
[Q 5] 活動経費は？	[A 5] 地域おこし協力隊の活動として認められる消耗品、作業道具、資格取得費、研修参加費、旅費等は町が負担します。
[Q 6] 活動に必要な車両やパソコンはどうしたらいいですか？	[A 6] 活動に必要な車両のリース費用を活動経費として町が負担します。※購入は対象外。PC等事務機器は、町から貸与します。

[Q 7] 住居は自分で用意するのですか？	[A 7] 委嘱期間中の住居は、原則町で候補物件を提示、借上げし、町が家賃を負担します。ただし、光熱水費や生活備品等にかかる経費は自己負担です。
[Q 8] 引越し代は自己負担ですか？	[A 8] 上限10万円まで町が支給します。10万円を超える分については自己負担です。
[Q 9] ボーナスや残業手当はありますか？	[A 9] 期末手当（ボーナス）は年2回支給されます。超過勤務手当、通勤手当等諸手当の支給があります。
[Q 10] 加入保険は？	[A 10] 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。もし業務中に事故にあった場合は、公務災害補償、非常勤公務災害補償又は労災保険で対応します。
[Q 11] 副業できますか？	[A 11] 副業はできません。
[Q 12] 面接は現地で実施しますか？	[A 12] 原則、浪江町まで来ていただくこととしています。ただし、新型コロナウイルス感染症対策等の観点から、オンラインによる面接とする場合もあります。